



福島医発第 1054 号(地)

平成 29 年 7 月 15 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

ソマチュリン皮下注 60mg、同 90mg 及び同 120mg の
効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正について

今般、平成 29 年 7 月 3 日付け保医発 0703 第 10 号厚生労働省保険局医療課長通知（別添別紙）により、標記製剤の保険適用上の取扱いに関する留意事項が一部改正された旨、日本医師会より通知がありました。

今回の改正は、同日付けで標記製剤の効能・効果等が変更されたことに伴うものであります。

つきましては、今回の改正内容に関して、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載されますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 白石恒明

日医発第354号（保70）
平成29年7月10日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉義武

ソマチュリン皮下注60mg、同90mg及び同120mgの
効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正について

平成29年7月3日付け保医発0703第10号 厚生労働省保険局医療課長通知により、標記製剤の保険適用上の取扱いに関する留意事項が一部改正されたのでお知らせ申し上げます。

今回の改正は、同日付けで標記製剤の効能・効果等が変更されたことに伴うものであります。

つきましては、今回の改正内容に関して、貴会会員に周知下さるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載いたします。

（添付資料）

ソマチュリン皮下注60mg、同90mg及び同120mgの医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正等について（通知中に新旧対照表を含む。）

（平29.7.3 保医発0703第10号 厚生労働省保険局医療課長）

保 医 発 0 7 0 3 第 1 0 号
平 成 2 9 年 7 月 3 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

}

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)ソマチュリン皮下注60mg、同90mg及び同120mgの医薬品医療機器等法上の
効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正等について

ソマチュリン皮下注60mg、同90mg及び同120mgについては、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成24年11月22日付け保医発1122第3号）において、保険適用上の取扱いに係る留意事項を通知しているところです。

今般、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第14条第9項の規定に基づき、ソマチュリン皮下注60mg、同90mg及び同120mgの効能・効果等の一部変更承認がなされたことに伴い、当該医薬品に係る留意事項を下記のとおり改正するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成24年11月22日付け保医発1122第3号）の記の2の（2）を次のように改める。

(2) ソマチュリン皮下注60mg、同90mg及び同120mg

- ① 本製剤は、「揭示事項等告示」の第10第1号に規定する療担規則第20条第2号ト及び療担基準第20条第3号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬である「ソマトスタチンアナログ」に該当するが、用法が4週毎に注射するものであること等から、「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料は算定できないこと。
- ② 本製剤の使用上の注意において、「膵・消化管神経内分泌腫瘍に対して国内で承認されているソマチュリン皮下注製剤は、120mg製剤のみである。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

(参考：新旧対照表)

◎ 「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成24年11月22日付け保医発1122第3号）の記の2

改 正 後	現 行
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (2) ソマチュリン皮下注60mg、同90mg及び同120mg ① 本製剤は、「揭示事項等告示」の第10第1号に規定する療担規則第20条第2号ト及び療担基準第20条第3号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬である「ソマトスタチンアナログ」に該当するが、用法が4週毎に注射するものであること等から、「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料は算定できないこと。 ② <u>本製剤の使用上の注意において、「膵・消化管神経内分泌腫瘍に対して国内で承認されているソマチュリン皮下注製剤は、120mg製剤のみである。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。</u>	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (2) ソマチュリン皮下注60mg、同90mg及び同120mg 本製剤は、「揭示事項等告示」の第10第1号に規定する療担規則第20条第2号ト及び療担基準第20条第3号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬である「ソマトスタチンアナログ」に該当するが、用法が4週毎に注射するものであること等から、「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料は算定できないこと。